

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

資 産 区 分	種 類	①					
	構造、設備の種類又は区分	②					
	細 目	③					
	取 得 年 月 日	④	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額		⑥	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑥の合計)		⑦	円		調整前事業所得税額	⑭	円
同 上 の う ち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額		⑧			本年税額基準額 (⑭ × $\frac{20}{100}$)	⑮	
⑦のうち⑤が特定期間内 であるものに係る額		⑨			本年税額控除可能額 (⑬と⑮のうち少ない金額)	⑯	
同 上 の う ち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額		⑩			所得税額超過構成額	⑰	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 外 の 期 間 以 分	$((⑦-⑧)-(⑨-⑩)) \times \frac{4}{100} + (⑧-⑩) \times \frac{2}{100}$	⑪		所得税額の特別控除額 (⑯-⑰)	⑱	
	特 定 期 間 分	$(⑨-⑩) \times \frac{5}{100} + ⑩ \times \frac{3}{100}$	⑫				
	税 額 控 除 限 度 額 (⑪+⑫)	⑬					
機 械 設 備 等 の 概 要							

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第5項及び第6項又は平成27年改正前の措法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成28年旧措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注) 平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前旧措法第10条の5の5第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (4) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。
- (6) 特定期間は平成28年3月31日までに取得した場合、特定期間以外の期間は平成29年3月31日までに取得した場合に適用を受けることができます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4、平成27年改正前旧措法第10条の5の5